

皇位継承の伝統

皇學館大学現代日本社会学部

教授 新 田 均

はじめに

古くから日本の社会で受け継がれてきてもの一「世襲」されるもの一は大雑把に言って二つあります。一つは、「祖先祭祀」、もう一つは「財産・職業」です。この二つの継承原理は異なります。祖先祭祀は「氏」という父系(男系)を団結の核とする集団によって受け継がれます。財産・職業は「家」という夫婦を団結の核とする集団によって受け継がれます。

そして、前者の継承原理が純粹な形で続いているのは、皇室と出雲国造のみです。そして、国家との関係を有するのは皇室だけです。ここに皇位継承の最終的な拠り所があります。

1. 「女性差別」いう錯覚

そこで、予め、父系(男系)継承についての錯覚を正しておきたいと思います。それは「皇統に属する男系の男子のみにしか皇位継承を認めないのは女性差別だ」という議論です。これは「男子」という言葉にひっかかって、その前にある「皇統に属する男系の」という重大な制限を見落とすところから来ている錯覚です。

たしかに、女性は誰も天皇になれないのに、男性なら誰でも天皇になれるというのなら、女性差別と言われても仕方ないでしょう。2016年の国連の人口データによれば、全世界で女性は約37億249万人、男性の方がやや多くて約37億6715万人だそうです。この37億6715万人の男性の内、天皇になれる資格を持っているのは秋篠宮殿下、悠仁殿下、常陸宮殿下のお3方だけです。これでは、皇統に属さない男性にとって、男系継承は特権でも何でもありません。

これに対して、全世界の 37 億 249 万人の女性には、男性にはない特権が与えられています。国籍に関係なく、全女性は、結婚によって日本の皇族になれます。天皇の母にもなれます。場合によっては、摂政にもなれます。しかし、皇統に属する 3 人以外の全男性は、たとえ日本人であっても、皇族女性と結婚したところで皇族になれません。天皇の父にもなれません。決して摂政にはなれません。

全女性に認められている特権が、男性には一切認められていない。この現実を見れば、皇室から排除されているのは男性の方です。女性はむしろ歓迎されている。この「男性排除」の理由は何なのか。それを知ることこそ、皇統の本質と、その守るということはどういうことなのかを理解する最大のポイントです。

2.母系(女系)という観念は存在しない。

それでは、「皇統に属する男系」とは、そもそも何なのでしょう。結論を予め申し上げれば、「血筋・血統」についての日本の本来の考え方に則れば、本人が男性であるか女性であるかに関係なく、「血筋・血統」とは、自分の父親、その父親、そのまた父親と先祖を遡っていく父系、ちち系、のことです。「女系天皇」という言葉で誤解が広がってしまったのは誠に残念ですが、母親をたどっていく母系という「血筋・血統」というもの本来存在しません。様々な父系、ちち系があるだけなのです。大切な点なので繰り返しますが、世の中に男女の別は存在しますが、女系というものは存在しません。皇統とは異なる様々な父系、ちち系、(男系)があるだけです。この原則に則って、皇室典範は、女性皇族との結婚を通じて、皇統とは別の父系に皇位が移り、初代の神武天皇以来の父系(皇統)が断絶してしまうことを防ごうとしているわけです。

3.二つの世襲観

改めて憲法を見てみましょう。日本国憲法の第 2 条は「皇位は、世襲のものであって、国会が議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」となっています。この憲法のいう「世襲」の意味を、皇室典範は第 1 条で「皇位

は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」と説明しています。つまり、「世襲」とは「皇統」の継続とは、父系(男系)に属する男子による継承のことだということです。

しかし、これは一般国民の常識とは違っています。一般国民の常識を代表すると思われる辞書の『広辞苑』では、「世襲」を「その家の地位・財産・職業などを嫡系の子孫が代々うけつぐこと」と説明しています。つまり、結婚している父母から生まれた子が受け継ぐのであれば、男が継いでも女が継いでも、それを「世襲」と考えるのが一般常識なのです。令和元年5月11-12日の産経・FNNの調査結果では、女系天皇 賛成 64.2% 反対 21.4%、女性宮家 賛成 64.4% 反対 16.3%、女性天皇 賛成 78.3% 反対 13.1%でしたが、これは、そのような国民の常識を反映したものでしょう。

ここまでの議論を整理しますと、皇位は、血のつながり(血筋・血統・世襲)によって受け継がれるべきだとの考えは、共通しているものの、その「血のつながり」「世襲」の中身については、二つの考えが存在しているということです。

一つは、皇室典範が寄って立っている考え方で、「父系(男系)」のみを血のつながり(血筋・血統・世襲)だとするものです。もう一つは、一般国民が寄って立っている考え方で、父母から生まれた実子が継ぐのであれば、男が継いでも女が継いでも、血はつながっている、それでも家は続いているという考え方です。次に詳しく説明しますが、前者は「氏」という観念に則っており、後者は「家」という観念に則っています。

4. 「氏」の世襲観

古代の日本では、世襲は、本人が男性であるか女性であるかにかかわらず、父親→父親→父親と遡って行って共通の始祖につながる父系での継承を意味し、同一の父系に属する人々を仲間・同族と捉えていました。この父系を英語では、Father's Lineage あるいは Father's Line といい、東アジアでは「氏」といいます。

す。

同じ父系に属する一族を、他の父系に属する一族と区別するために、東アジアで用いられた名称を「姓」と言います。この古代感覚を今に伝えているのが中国人や韓国人の姓です。姓は父系の継続を表わす名称ですから、結婚しても変わりません。結婚しても実の父親は変わらず、血筋も変わらないからです。そのため、中国人や韓国人は夫婦別姓なわけです。

この氏の観念は古代の日本でも共通でした。代表的な姓は「源・平・藤・橘」で、源の頼朝、平の清盛、藤原の道長といった「の」が付く呼び名がそれです。この観念が結婚後も変化しなかったことは、臣下で初めて皇后となった光明子が、皇后になってから16年たっても自らの文書に「藤三娘」（藤原氏の三番目の娘）と署名し、「積善藤家」（藤原氏のために善を積む）の印を用いていたことから窺えます。

イギリスでも「子は父の家に属する」という原則があって、女王の子や国王の娘の子孫が即位すると父方に家名が変わって来ました。

それでは、この父系によって何が受け継がれるかといいますと、それは祖先神や奉祭神を祀る「祭り主の地位」です。言い換えれば、「祭り主の地位」は、父系でしか受け継げないというのが古代的な観念なのです。この観念を示す興味深い物語が『古事記』と『日本書記』の両方に記録されています。『日本書紀』によれば次のような話です。

第10代崇神天皇の時代に災害が続いたので、それを鎮めるために占いをしたところ、倭迹迹日百襲姫命やまとととひももそひめのみことに大物主神おおものぬしのかみが乗り移って自分を祀るように言った。そのお告げにしたがって崇神天皇ご自身が祭祀を執り行ったが一向に効き目がなかった。そこでもう一度祈ったところ、崇神天皇の夢に大物主神が現れて、大田田根子おおた たねこに自分を祀らせるように告げた。それにしたがって全国に触れを出すと大田田根子が見つかり、大物主神の子孫であることが分かった。そこで大田田根子に祀らせると災害は治まり、五穀が豊かに実った。こういう物語です。

ここから古代のどういう観念が分かるかと言うと、祭祀が神に通じるためには、祭り主は祭神と父系で結ばれていなければならないということです。たとえ、天皇が祈っても父系で繋がっていないならばダメなのです。

これが皇室典範が依拠している「氏」の世襲観です。

5. 「家」の世襲観

さて、一般国民が抱いている世襲観が何に由来するのかを次に述べます。それは「家」という観念に基づく世襲観です。家(family)とは男女の婚姻を中心とした親子関係でのつながりを仲間・同族と捉える感覚です。日本では、特に中世以降の武家(領主)で強く抱かれるようになった観念で、この家感覚で継承されるものは、『広辞苑』でも書かれているように、財産・地位・職業でした。これを継承する集団が家で、それを表わす名称が「苗字(名字)」で、その多くは居住地や開墾地の地名に由来しています。したがって、結婚して同じ家を守ることになった男女は同じ苗字を名乗ることになります。つまり、夫婦同苗字です。この財産・地位・職業の継承を重んじる家の原理においては、血筋すなわち父系の継承は二次で、むしろ、家を守っていけるだけの能力が重視されました。そのために、夫婦とも養子というようなことも起こるわけです。そして、それでも、家は続いていると考えるわけです。

実は、ヨーロッパの王族も **the Royal Family** と呼ばれるように、膨大な私有地を継承する領主の家族です。したがって、彼らの継承法をいくら研究しても、祭り主を本質的とする皇室を考える場合の参考にはなりません。ヨーロッパを例にして、皇統を女性宮「家」で継承してもいいではないかという議論は、古代からの氏の世襲感覚に基づいている皇室を、中世以降の武家の世襲感覚で捉える錯覚なのです。皇位継承は「家」の継承ではなくて「氏」の継承。家族による財産や職の継承ではなく、父系による祭祀の継承が本質なのです。

6. 国民からの氏感覚の喪失

実は、近世までは皇室以外でも「氏(父系)」の観念が「家」の観念と併存していました。それは著名な人物の正式名を見ればわかります。徳川家康は「徳川次郎三郎 源朝臣 家康」でした。徳川という家の、源という血筋の、家康という個人だったわけです。織田信長は「織田 上総之介 平朝臣 信長」でした。西郷隆盛は「西郷 吉之助 藤原朝臣 隆盛」でした。

このような氏と家の併存は、近代になって終止符が打たれます。明治3年9月19日、近代化・欧米化の一環として、姓も苗字もない庶民に苗字を名乗ることを認める「平民苗字許可令」が出されました。次いで、明治4年10月12日、「^{せいし}姓戸不称令」が出され、姓を持っていた人々が姓を名乗れなくなります。これによって、氏(父系)の観念は国民の間で消えていくことになりました。さらに、明治8年2月13日、「平民苗字必称義務令」が出され、日本人の名乗りは苗字に統一されます。これによって、国民の世襲感覚は家感覚のみとなり、娘しかない家が他の家から婿養子を迎えても、娘を介して血はつながっているという感覚が形成されていくことになったわけです。

つまり、娘が家を継承しても血は繋がっているという世襲感覚は、近代以降の新感覚で、いわば「創られた伝統」なのです。女性宮「家」でもいいではないか、という世論調査結果の根底には、この近代的な感覚があるわけです。

7. 「氏」感覚と「家」感覚との著しい相違

氏の世襲感覚と家の世襲感覚がどれほど違うものなのか、皇室系図からいくつか例をあげてみましょう。第25代武烈天皇から第26代継体天皇への皇位継承は、お爺さんの、お爺さんの、お父さんにあたる第15代応神天皇に遡って、孫の、孫の子に皇位を伝えています。しかもこの間に、天皇ではなかった男性が5人も含まれています。皆さんは、お爺さんの、お爺さんの、お父さんの、孫の、

孫の子に会ったことがありますか。家の世襲感覚では、お爺さんの、お爺さんの、お父さんに遡って、孫の、孫の、子に継がせるなどということはありません。それくらいなら、顔見知りの誰かの子供を養子にするのではありませんか。しかも、武烈天皇には女性の姉妹が複数いました。その女性に継がせないなどということは、家の感覚ではありえません。

もう一つ例を挙げます。南北朝合一の時、第99代後龜山天皇から第100代後小松天皇への継承の時は、もっと隔たっていました。お爺さんの、お爺さんの、お父さんである第88代後嵯峨天皇に遡って、孫の、孫の、孫の子に皇位を伝えています。このような継承でも正統だと感じるのが、父系の世襲感覚なのです。

家の世襲感覚では、継承者間の縁の近さ(親等や付き合い)と継承者の能力が大切ですが、氏の世襲感覚では、父系で繋がってさえいれば、継承者間の縁の近さは本質的な問題ではありません。能力も問題ではありません。何故なら、氏の世襲感覚では、世代の隔たりは関係なく、始祖に直結(直通)して、直接に祭り主の地位を受け継ぐと考えられているからです。

8. 皇位継承、皇統維持の意義

以上の記述からお分りの通り、皇位は日本でほぼ唯一、古代の氏(血筋)感覚によって継承されて来ました。そして、それは祭り主としての天皇の地位と密接に関係しているのです。この継承感覚は『広辞苑』で書かれているような近代以降の庶民感覚とは合いません。したがって、近代の感覚の中に居る国民に、率直な意見を聞いても、見当違いな答えが返ってくるだけです。皇族に伺ってみても適切な答えは得られないかもしれません。

従って、今問うべきなのは、近代の継承感覚、国民感覚に合わせて、古代から続く継承感覚、継承事実を捨ててしまってもいいのかということです。

日本古代の氏の継承感覚では母系(女系)という血筋は存在しません。あるのは様々な父系(男系)だけです。女性宮家が建てられ、その当主が、皇統に属さない男子と結婚して、その子供が皇位を継ぐことになった場合、それは母系(女系)による皇統の継続ではなく、別の父系への移行、皇統の断絶となります。

9.国民の意思の尊重の先に待っているもの

今は国民主権の世の中なのだから、皇位継承も国民感覚や感情に合わせるべきだという議論もあるでしょう。しかし、その先に待っているものは何でしょうか。祭り主としての天皇地位と不可分の父系継承を否定した次に待っているは「天皇の信仰も自由でいいのではないか」「祭り主である必要はない」「そもそも皇室祭祀は私事に過ぎないのだから、天皇個人の自由でいい」という皇祖の祭り主ではない天皇の容認論です。

さらに、その先にあるのは、もはや天皇も国民と変わらないのだから特別の地位として置く必要はないという天皇否定論です。女性宮家容認を主張する人々の中に、本心では天皇否定を考えている人が混じっているのはこのためです。

この点は、天皇制の廃止を狙っている共産党が、最近、女性宮家賛成を表明したことによってはっきりしました。共産党の賛成表明が女性宮家の創設、女系天皇容認論の本質を証明してくれたと言えます。

ちなみに、イギリスでは国王に対して国教会の信仰を持つことが義務づけられています。国教会の信仰を持たない王族に王位継承権は認められません。王位についたとしても、国教会から改宗すれば王位を失います。

天皇の固有の使命は天照大神を中心とした皇祖神や日本の神々を祀ることです。その祭り主の地位は初代の神武天皇の血筋に属する子孫にしか受け継げません。その子孫とは始祖の父系に属する者のことです。別の父系に属する者には祭り主の地位を受け継ぐ資格はありません。別の父系に属する者を皇位に就けたら皇祖神や日本の神々を祀れなくなってしまうのです。

人間社会に存在するものには二種類あります。一つは人工的に創られたもので、存在理由が明確なものです。議会や裁判所などがその例で、その適否の判断基準は合理性です。もう一つは自然発生的なもので、必ずしも存在理由は明確ではありません。王政や言葉などがそれで、その判断基準は時効、すなわち、時の試練に耐えて長く続いているかどうかです。明らかに不合理、有害でない限り、永く続いたものを尊重するのが、伝統主義、保守主義です。「祭り主の地位は父系によって継承される」という感覚・直観も自然発生的なものの一つでしょう。しかも、もう皇室の伝統の中にしか残っていません。この原型的な感覚を安易に捨て去ってしまっても本当にいいのでしょうか。

皇室が父系主義を貫くことで、困る国民は誰もいません。そもそも、我々はすでに父系主義を貫きようがないわけですから。皇室を国民の価値観に合わせて考えよう思考がすでに間違っています。国民と違っているからこそ、皇室という特別な存在に価値があるわけです。国民の価値観に合わせるのなら、国の中心者は総理大臣でいいわけです。

皇位継承の本質は天皇という制度を継続させることです。天皇という制度は、皇統という特定の血筋に属する者が日本国および日本国民統合の象徴という公的地位に就き続ける制度です。つまり、「血統主義」と言われる原理に立っています。この「血統主義」は、そもそも「平等原則」とは相容れません。公的地位に就く者が特定に血筋に限られるということは、「平等原則」の上からは考えられません。つまり、天皇制度はそもそも「平等原則」の外にあるわけです。そして、それにともなって、この地位に就く可能性のある人々には、一般人には認められている人権が認められていません。職業、住居、政治、婚姻の自由などありません。

このように皇位継承資格者に対して様々な制約を課してまで、日本の神々に対する祈りを国家の中心においているのが、日本の天皇制度なのです。そして、繰り返しますが、天皇陛下が国民のために祭祀を行い、皇室が父系を貫かれても、人権を制約される国民は誰もいません。

10.神話に遡っても皇室は女系ではない

神話を重んじる人々にとって一番気になるのが、天照大神は女性だから神話に遡れば皇室はもともと女系だという主張だと思いますので、それについて簡単にお話します。

天照大神とスサノオノミコトの誓約によって、天孫降臨したニニギノミコトの父に当たる正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊が誕生します。『日本書紀』には、このオシホミミノミコトを天照大神が「吾が子なり」と宣言して、子として養ったと書かれています。仮にこの神話を、人間の血筋と同様の視点で捉えるならば、オシホミミノミコトの父はスサノオノミコトなわけです。事実、中世以来、もっともまとまった権威ある皇室系譜とされてきた『本朝皇胤紹運録』では、オシホミミノミコトを「素戔鳴尊第一子」と書かれています。

こうしてみると、神話を人間に血筋として捉えたとしても、イザナギノミコト→スサノオノミコト→オシホミミノミコト→ニニギノミコトという父系は続いていることとなります。そして、天照大神もイザナギノミコトの子ですから、この父系に属する女子ということとなります。

11.側室なしでも父系継承は可能

側室制度がなければ男系継承は維持できないという主張もあります。しかし、かつて側室制度が必要だったのは、幼児死亡率が高かったためで、現代医学の下では必要ありません。事実、初代の神武天皇から今上陛下まで、父子-父子の継承で数えると73世代(代数は126代、北朝の天皇を加え、結婚しなかった天皇を引くと120人)ですが、これらの天皇の側室を除いて、正妻お一人からだけでも168人の男子が誕生しています。天皇の正妻お一人だけからでも、歴代天皇の数を上回る男子が誕生しているのですから、あと4つほどの宮家でもあれば、現代医学の下では十分すぎる数でしょう。

ちなみに、近代以前においてはどれほど子供が成人することが難しかったか

を見ておきましょう。

* 明治天皇子女 男子—1/5 女子—4/10 合計 5/15 (成人数／誕生数)

孝明天皇子女 男子—1/2 女子—0/4 合計 1/6

仁孝天皇子女 男子—1/7 女子—2/8 合計 3/15

光格天皇子女 男子—1/10 女子—1/9 合計 2/19

(竹田恒泰氏の調査)

12. 占領政策がなければ皇統の危機は存在しない。

それにも関わらず、何故、現皇室は皇位継承者の減少に悩まなければならないのか。それは、敗戦の結果、旧宮家の臣籍降下を強要されてしまったからです。昭和 22 年、11 宮家 26 名の男性皇族が降下を強いられました。この旧宮家には平成 17 年現在で 35 名の男性がおられました。現在でも、確認できただけで、20 代以下に、少なくとも 5 名の男子がおられます。もしこの方々が皇族に留まっていたら、現在の危機は存在しません。

このような方々に皇族に戻っていただくという案に対して、旧皇族は現皇室から血筋が離れすぎているという反対論があります。旧皇族は南北朝時代に現皇室と別れた伏見宮家の血筋だから、600 年以上の時間が経っており、時間的に遠すぎるというのです。

この点は既に述べましたが、氏に世襲感覚では本質的な問題ではありません。それに、旧皇族には敗戦まで皇位継承権が与えられていました。敗戦後もこの方々が皇族に留まっていたら、血筋が遠すぎるなどという議論は起こらなかったでしょう。それに皇位継承権を失ってから、まだ 70 年しか経っていません。むしろ、何故 500 年以上も皇位継承権を持ち続けられたのかの方に注目すべきです。それこそ、氏の継承感覚があったからです。

さらに言えば、例えば、旧皇族の竹田家の生まれである竹田恒泰氏が、明治天皇の玄孫に当たるように、これら旧皇族の方々は、現皇室の系統の女性と婚姻関係を結んでいますので、「女系天皇」を肯定する人々が、血筋の遠さを言うのは矛盾です。

一般人が知らないだけで、皇族と旧皇族は菊栄会という会を作り、親戚付き合いを続けておられます。

ところで、今、旧皇族の男子に皇族に復帰していただいたとして、この方々の血筋に皇位が移るのはいつのことでしょうか。それは、悠仁親王殿下が皇位に就かれ、しかも男子を残さずに崩御された場合です。それは、現在の日本人男性の平均寿命からすると60年以上は先のことになります。それなら十分な時間でしょう。

13.女性宮家に相応しい婿を探すことの困難さ

平成29年9月、秋篠宮家の眞子内親王殿下の御婚約が内定し、平成30年の11月4日に結婚式が行われると発表されました。ところが、その後、平成30年2月9日、この結婚式は突如延期となりました。その原因として、宮内庁は否定していますが、婚約相手の家庭環境などについて様々な報道がなされた結果だとの見方が強くあります。その報道が真実なのか、その報道が本当に延期の原因なのかは分かりません。

しかし、少なくとも、今回の出来事から、旧皇族出身の男子に皇族の身分を与えるよりも、女性宮家を立てる方が簡単だというわけではない、ということだけははっきりしました。

最後に、祭り主としての天皇が基本的に男性によって担われて来た理由について説明します。それは「祭祀の過酷さ」です。祭祀体験の無いものは、誰でも簡単にできるように思いますが、そうではありません。決められた日に決められた形で祭祀を続けていくことは容易ではありません。特に女性にとってはそうです。

一例をあげます。天皇祭祀の中で最重要の大嘗祭は古来厳寒の中で行われきました。近代になってから、この時に「皇后拝儀」が加わりましたが、明治4年11月17日の明治天皇の大嘗祭において皇后(後の昭憲皇太后)の御拝は行われませんでした。『昭憲皇太后実録』によれば風邪をひいておられたからです。大正

4年11月14日の大正天皇の大嘗祭においても皇后の御拝はありませんでした。貞明皇后が妊娠しておられたためです。このように祭祀の厳修は女性には過酷な義務なのです。

皇室の最終的な存在根拠は伝統です。今日の国民の志向への配慮は大切ですが、それが一番大切なわけではありません。国民の志向を考慮するのであれば、国民の先祖の志向も含まれなければなりません。皇位継承の伝統を維持する方法がまだ残されており、それが国民を困らせるようなものでないならば、それをまず実行するのが、伝統を尊重する正しい道筋だと思います。

参考文献

- 藤森薫「皇位継承は『氏の論理』で行われてきた」神社本庁編『日本を語る』小学館スクウェア、平成19年。
- 吉田孝『歴史のなかの天皇』岩波新書。
 - 同「Ⅲ 律令時代の氏族・家族・集落」『律令国家と古代社会』岩波書店、1983年。
- 岡野友彦「女系継承の挫折―道鏡事件」『Voice』2004年10月号。
 - 同「皇室は『家』か『氏』か」『Voice』2004年12月号。
 - 同「氏族・氏姓は変更可能か」『本郷』138号、2018年11月。
- 国立国会図書館 調査及び立法局『ヨーロッパ君主国における王位継承制度と王族の範囲―女系継承を認めてきた国の事例―』。
- 河内祥輔『中世の天皇観』山川出版、日本史リブレット、2003年。
- 高森明勅『はじめて読む「日本の神話」』展転社、平成12年。
- 谷田川惣『皇統断絶計画』チャンネル桜叢書、平成24年。
- 別冊正論『皇室の弥栄、日本の永遠を祈る―皇統をめぐる議論の真贋―』産経新聞社、2011年1月。
- 拙論「新旧皇室典範における『皇統』の意味について」『日本法学』第82巻第3号、平成28年12月、日本大学法学会。

同『皇位の継承』平成 30 年、明成社。

※本稿は、令和元年 12 月 8 日「第 126 代天皇陛下御即位をお祝いする大分県民の集い」における講演「皇位の男系継承の意味について」を修正加筆したものです。